

令和2年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第1回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和2年7月7日（火）12時58分～14時00分	
開 催 場 所	リブマックスホテル鹿児島 2階	
出 席 者	公益代表委員（5名）	石塚孔信 竹中啓之 松枝千鶴 山口政幸 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（5名）	大木順子 喜納浩信 新内親典 日高実禎 三浦辰男（敬称略）
	使用者代表委員（5名）	岩重昌勝 岩元義弘 内道雄 濱上剛一郎 森山麗子（敬称略）
	事務局（5名）	小林労働局長 田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について</li> <li>2 運営小委員会の委員の指名について</li> <li>3 令和2年度鹿児島県最低賃金改正諮問について</li> <li>4 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について</li> <li>5 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について</li> <li>6 今後の日程調整について</li> <li>7 その他</li> </ol>	
配 付 資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第54期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿</li> <li>2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定（案）・実績表</li> <li>3 令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表</li> <li>4 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明（写） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> <li>(2) 自動車（新車）小売業</li> </ol> </li> <li>5 鹿児島県特定（産業別）最低賃金に係る適用労働者数等の通知について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> <li>(2) 自動車（新車）小売業</li> </ol> </li> </ol> <p>机上配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料1（経済情勢等参考資料）…資料1～資料14</li> <li>・参考資料2（運営規程関係資料）…①～⑥</li> </ul>	

○ 平松賃金室長

委員の皆様には誠に忙しい中をご出席下さいまして、ありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございますので、本来であればご出席の皆様をご紹介させていただくところではございますが、委員の異動もなく、時間の関係もございまして、誠に恐れ入りますが、お手元の資料1に委員名簿がございますので、これをご覧いただくことで、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは、本年度第1回の審議会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。

ます。本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするため、進行役の方を除きまして、ご発言いただく前には必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは本年度1回目の審議会でございますので、審議に先立ちまして、小林労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○ 小林労働局長

労働局長の小林と申します。

よろしくお願いいたします。この最低賃金審議会につきましては、もうご存じかとは思いますが、最低賃金に考慮していく事項として、当県における生計費または働き方の賃金水準および事業の賃金支払い能力の3要素を元に決定していくこととなっております。また、後ほど、諮問にあたりまして、一言申し上げますが、今年につきましては、近々のコロナ感染症を踏まえた形で、激変的に事情が変わっております。その点をふまえて、どのような最低賃金が望ましいのか一番悩ましい時期かと思っております。御審議の方よろしくお願いいたします。

○ 平松賃金室長

まず議事に入るために、当審議会の会長と会長代理の確認をさせていただきます。鹿児島地方最低賃金審議会委員の任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間となっておりますので、昨年度に続きまして、会長は、石塚委員、会長代理は山本委員とさせていただきます。

ご確認のほどよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平松賃金室長

それでは、ご確認いただきましてので、これからの進行につきましては、石塚会長にお願いいたします。

○ 石塚会長

皆さんこんにちは。今年も最低賃金を決めていく季節になってまいりました。ただ昨年と違うのは、先ほども局長の方からもご説明がありまして、コロナウイルスがかなり広がり、それに対応するため、社会的に色々な困難が生じてきている状況で、特に景況については、かなりいつもの年とは違っている状況になっておりますので、その中で、この鹿児島県の最低賃金をどのように決めて行くかにつきましては、難しい問題がでてくると思います。しかし、皆様の中からのご忌憚のない建設的なご意見をいただいて、例年どおりスムーズに進めさせていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、令和2年度第1回の鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず開催に先立ち、本審議会の成立及び会議の公開につきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、「審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表

する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されております。

本日は委員全員の皆様がお集まりをいただいておりますので、もちろん、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

お手元の参考資料2-①をご覧くださいと、鹿児島地方最低賃金審議会運営規定の第6条によりまして審議会は原則として公開することとなっており、次の同運営規定第7条により審議資料、会議資料も原則として公開とされております。事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、3名の希望者がございました。また、記者の方が取材を希望されておまして、ただ今、議場の外で待機していただいております。

これについて、参考資料2-⑤の公開要領の5によりますと、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。」とされております。赤色のインデックスの資料の2、後ほど詳しくご説明させていただきますけれども、そちらの最上段「本審」の欄に記載させていただきました、第1回本審から第4回本審までの各議題につきましては、毎年、お諮りしている定例的な議題でございます。今年度も、ここに記載されております定例的な議題に関しましては、第1回本審から第4回本審まで一括して、公開の扱いにさせていただきたいと私どもで、考えております。ここに記載をしていない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に、会長の方にご相談をいたしまして、ご判断をお願いすることとさせていただきたいと思っております。

それでは、第4回本審までの定例的な議題につきまして、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付につきまして、会長にご判断をお願いいたします。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。

本審議会は有効に成立しておりますので、これから審議を始めたいと思っておりますけれども、ただ今、事務局からお話がありましたように、本日は傍聴と取材を希望される方々がおられます。審議会の会議の公開につきましては、先ほどご説明がありましたお手元の参考資料2の⑤の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領の第5項で、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより、行うものとする。」と規定されております。

私としましては、本審の議題のうち、資料2に記載されている定例的な議題については、内容からして、非公開にする理由はないと思っておりますので、傍聴と取材と会議資料の配付を認めることにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

ありがとうございます。それでは、傍聴と取材を認めることにしましたので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。よろしく申し上げます。

(傍聴人、記者入室)

○ 石塚会長

それでは、再開したいと思います。

本日の議題は皆様のお手元にありますように、1番の「令和2年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について」から、7番目の「その他」までの7項目ということになっております。

まず、1番目の議題は「令和2年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について」です。

この点につきまして、事務局の方からご説明を、お願い致します。

○ 壺屋室長補佐

令和2年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営について、お手元の資料のNo.2、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案により、今年の運営実績を踏まえ、事務局の方で考えた本年度の審議会の大きな流れを、説明いたします。

この予定表の作成に当たって留意した点ですが、2点ございます。1点目は本年度の中賃の目安の答申が見込まれる時期を昨年同様に7月下旬と考えた点、2点目は県最賃の早期発効を考慮した点、この2つの点に留意して作成したものでございます。

県最賃の発効日につきましては、全国的にも10月1日発効を目標とすることが定着しております。当局でも10月1日発効を目標としておりますけれども、10月1日発効を前提とした場合、極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されますので、ご協力の方よろしくお願い致します。

続いて、資料No.3に令和2年度答申要旨の公示日別最短の効力発生予定一覧表をお付け致しました。一覧表の1枚目のとおり、地域別最低賃金の発行予定日を10月1日にするためには、結審期限は8月5日（水）となります。

一方、産別最賃につきましては、一覧表の2枚目のとおり、年内発効の場合、答申期限は11月1日（日）となります。

続いて、資料No.2、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案の流れについて説明致します。表の上側は、令和2年度の審議会運営予定(案)、表の下の方は、令和元年度の審議会運営実績になっております。

この表はどちらも、左端の列に、上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電機関係専門部会、自動車(新車)小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会と並んでおり、それぞれ右へ移動していただきますと、月ごとの各部会の運営状況になっております。下側の平成31年度実績表をご覧いただきたいのですが、表の中の日付は、それぞれの審議会開催日を記載しております。

次に、表中の丸数字でございしますが、下側の場合は、昨年度の審議会等の開催順番を示しております。上側の場合は、本年度における審議会等のおおよその開催順番であるをご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の予定表を具体的に説明してまいります。

①の第1回公益委員会について。従来、6月に第1回公益委員会を開催し、公益委員の役割分担などを協議していただいております。しかし、本年度は、公益委員に交代がないため、年度の第1回公益委員会は、目安答申を伝達する第2回本審当日に、本審に先立って開催させていただきたいと考えているところでございます。

②の本日の第1回本審について。地賃での諮問は、中賃での目安諮問を受けて開催することになっ

ており、6月26日に中賃での目安諮問があったことを踏まえて、本日ここに第1回本審を開催させていただきます。

③、④の県最賃専門部会の委員の推薦・任命について。県最低賃金専門部会につきましては、本日の県最賃の改正諮問後、公示期間を2週間程度として県最賃の専門部会委員の推薦公示を行い、この公示を経て、専門部会委員を任命させていただきます。

⑥の第2回本審について。第2回本審は、7月28日(火)をとりあえずの案としておりますけれども、これはあくまでも中賃の目安が7月22日(水)までに答申されることを前提として記載しているものでございます。

⑦から⑩の県最賃専門部会ですけれども、県最賃専門部会を8月初旬頃までに順次開催し、金額改正等についてご審議いただく流れが考えられます。本年度は、第2回本審で目安伝達を行った後、県最賃専門部会を開催していく案となっております。

⑫の第3回本審について。第3回本審については、県最低賃金専門部会で結審した場合、その当日か、結審日からあまり日が開かないうちに、第3回本審を開催いただき、答申いただくことを考えております。

⑬の最賃決定要旨の公示について。第3回本審で改正の答申をいただいた場合は、直ちに審議会の意見の要旨を公示することとなります。意見に対する異議申出は、公示日の翌日から起算して15日以内となっております。

⑭、⑮の運営小委員会について。産業別最賃改正等の申出が例年どおりなされた場合には、⑦の第2回本審において、産業別最賃改正の必要性の有無に関して諮問させていただくこととなります。そして、運営小委員会において、改正の必要性ありとの答申をいただいた産業別最賃につきましては、それぞれの専門部会においてご審議いただくこととなります。

⑯の第4回本審について。第4回本審は、公示した答申内容に関して異議申出がなされた場合には、その申出についてご審議いただくこととなります。

⑰の最賃決定の公示について。第4回本審で異議申出に関して審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲示して公示することとなります。

以上、本年度の審議会の大まかな流れについて説明いたしました。今後の審議会等の審議項目につきましては、簡単ではございますけれども、資料No.2の表に記載しておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今、事務局の方からこれからのスケジュールにつきまして説明がありましたけれども、これに対するご質問やご意見等はございませんでしょうか。最初のところが、ちょっとコロナの影響もありまして流動的になってはいますが、今日以降のスケジュールはだいたい例年どおりということになっていると思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

はい。ありがとうございます。特にご異議がなければ、今年度の審議会運営につきましては、おおむね資料2の案に沿って運営していくことにしたいと思います。ただ、突発的な事項や審議すべき事

項が生じた場合には、このスケジュール以外にも開催する場合がありますが、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は「運営小委員会の委員の指名について」ですが、運営小委員会は、お手元の参考資料2の①の審議会の運営規程第3条によりますと、「特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審理を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる」となっております。実際には、先程の運営予定表にもございますように、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議することになっておりますが、資料4にありますように、今年の3月に申出の意向表明が出されております。

運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の④の運営小委員会運営要領第3項によりますと、「小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成する。委員は、審議会の議決により会長が指名する。」となっております。これまでの慣行に従って、本年度も公労使各側で協議していただき、それぞれ3名ずつ推薦いただきたいと思いますと思っておりますが、公益委員会からは、竹中委員、山口委員、山本委員が推薦されておりますので、ここで、ご報告させていただきます。労側、使側、もし今の時点で、決まっておりますら、発表していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。それでは、労側からお願いします。

○ 新内委員

喜納委員、日高委員、私、新内です。よろしくお願いします。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。それでは使側お願いします。

○ 濱上委員

使用者委員は、岩重委員、内委員、それから、私、濱上になります。

○ 石塚会長

ありがとうございます。労使各側からご推薦いただきましたので、運営小委員会の委員として、私の方から指名いたします。

労働者側は、喜納委員、新内委員、日高委員の3名、それから使用者側は、岩重委員、内委員、濱上委員の3名、公益側は、先ほど申し上げましたとおり竹中委員、山口委員、山本委員ということで、合計9名で運営小委員会を担当していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

では、3番目の議題に入ります。3番目の議題は「令和2年度鹿児島県最低賃金改正諮問について」です。事務局は諮問文の準備をお願いします。

(諮問文の写しを配布)

○ 小林労働局長

それでは、諮問にあたりまして、鹿児島県の現況の経済状況と雇用状況について若干ご説明申し上げたいと思います。

経済状況につきましては、日銀の鹿児島支店から毎月、概況として説明されておりますが、直近7

月 1 日の発表の中では、「鹿児島県の景気については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、厳しい状況にある。」としています。また、雇用状況につきましては、毎月有効求人倍率を公表しておりますが、直近 5 月をみてみれば 1.11 倍ということで、1.34 倍という時代と比べて 4 カ月連続して下回るという状況になっております。今までは、人手不足感ということにしておりましてけれども、いよいよ 1 倍を切るようであれば、具体的な職を求める人が具体的な求人がないというような状況になるのではないかと危惧しているところであります。今のところ、有効求職者、職をもとめる人が、感染予防のためにハローワークにおこしいただくことを若干控えている状況で、求職者については今のところ減少しています。その結果、1 倍をきる状況になりませんが、2 月 1 日から 6 月 29 日までの解雇見込みという数をみてみた場合にも、412 名がコロナによる影響によって解雇される事態になっております。この状態が引き続き行われれば事業主都合で解雇され、これが求職者としてハローワークに来られるということになれば、1.1 倍を切るということで、すでに九州・沖縄ブロックでは、長崎と沖縄が 1 倍をきる状況になっており、全県ベースでもすでに奈良県が 1 倍をきっている状況になっております。国の政策としては、解雇せず休業によって雇用を維持するという施策を積極的に行っており、いわゆる雇用調整助成金の要件緩和等で、今まきに行っているところです。鹿児島につきましても、昨日時点で 3,000 件を突破するという事態になっており、いよいよ宿泊飲食業等を中心でありますけれども、休業によって、ようやく解雇せずに雇用が守られているということがこの数字から見受けられるところであります。

鹿児島県における新型コロナウイルス感染症をいかに打破するかという面においては、主に 3 つ言われていますけれども、なんとか事業を継続するということ、2 点目は、その結果、雇用を維持していただくこと、3 番目は、当然、鹿児島県の生活の安全・安心を確保するということ。この 3 つのキーワードをいかに実現するかということでは具体的な困難に勝つ手立てはないのかと思っております。当然、感染予防というものが中心になりますけれども、経済を動かす場合、生活をする場合、この 3 つのキーワードをいかに確実に遂行するかということが命運をわけるのではないかと思っております。

本題を申し上げますけれども、国の方では、すでに全世代型社会保障検討会議ということで 6 月 25 日に第 2 次中間報告が出ており、その中で最低賃金についても触れております。若干読みあげますと、今までの安倍方針に基づきまして、全国加重平均 1,000 円到達という基本方針は堅持しつつも県下における新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げてまずもって雇用を守ることを最優先課題とするというふうな風に明確に位置付けております。また、最低賃金審議会の審議のあり方についても、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」という前提条件がついております。これを受けまして、6 月 26 日から最低賃金審議会及び目安小委員会が開始し、現在検討しているところであります。予定では、7 月 22 日を目途に目安の金額等の審議が決着するというのを聞いており、ここの審議会においても目安の方針決定をふまえて具体的な金額のご議論をいただくということになると考えております。今まで、4 年間連続で引き上げを考慮してきたかと思いますが、今回、新型コロナウイルス感染症のマイナスのファクターをどう考慮し働き方とかの賃金水準をいかに設定するかという一番困難な時期かと思っておりますが、労使含め納得いく形で結論いただくようお願いし、諮問に当たって一言申し上げたいと思います。

それでは、諮問申し上げます。

鹿労発基 0707 第 1 号

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島地方最低賃金審議会  
会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長  
小林 剛

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

よろしく申し上げます。

○ 石塚委員

ただ今、諮問文を頂きましたので、中央最低賃金審議会のスケジュールについて、事務局の方からご説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

先ほど壺屋補佐から流れのスキームをご説明いたしました。今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございますが、6 月 26 日（金）に中央最低賃金審議会が開催されて目安額が諮問され、同日に、第 1 回目の目安に関する小委員会が開催されております。

今後は、3 回程度小委員会が開催された後、7 月 22 日（水）頃までには審議会を開催し答申予定と聞いておりますが、これは中賃の審議次第ということになりますので、確定したものではございません。

今後の日程につきましては、中賃等の審議次第で不確定なことが多いですが、中賃の審議につきましては、入り次第、委員の皆様にはメール等あるいはご持参という形でご連絡を差し上げたいと思います。

○ 石塚会長

はい、どうもありがとうございました。ただ今の日程のご説明につきまして皆様の方から、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

（質疑応答なし）

○ 石塚会長

続きまして、4 番目の「鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について」の議題に入ります。

先ほど、小林労働局長より鹿児島県最低賃金の改正につきまして諮問がありましたので、鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなりますが、従来から、鹿児島県最低賃金の審議では、最低賃金審議会令第 6 条 5 項を適用しておりません。お手元の「最低賃金決定要覧」の 161 ページのとおり、審議会令第 6 条 5 項で「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。これはどういうことかといいますと、「原則として県最賃専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県最賃専門部



会で決まったことをもって、この本審の決議とすることができる。」という意味になります。しかし、第6条5項を適用しないということは、県最賃専門部会で決まったことを、再度本審に上げて、本審で最終的な決議をするという意味になります。鹿児島の場合は、従来から、専門部会で決まったものを本審に上げて、本審で、再度決議しております。本年度もこれまでと同様に、第6条5項を適用しないこととして、専門部会の決議だけではなく、そのあと、本審の決議を必要とするということによるかどうかをお聞きしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは、例年どおり、専門部会の後、本審を行い、そちらで決議をするということにとしたいと思えます。

○ 石塚会長

続きまして、5番目の議題に入ります。5番目の議題は「産業別最低賃金の改正に関する申出について」ですが、これについて事務局の方からご説明をお願いします。

○ 壺屋室長補佐

産業別最低賃金について、説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、平成20年の最低賃金法改正により法律上は特定最低賃金と呼ばれることになりました。しかし、事実上、産業別最低賃金という名称を使ってきた経緯がございますので、この説明でも産業別最低賃金と表現いたします。

さて、産業別最低賃金につきましては、最賃法第15条に基づく最低賃金法の改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入るという格好になっております。現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」「自動車(新車)小売業」の3業種について決定されており、例年、それぞれの産業別最低賃金の改正等の申出をそれぞれの関係労働団体から受けております。今日現在の状況では、本年3月末までに改正等の申出を行いたいという意向表明が、2つの関係労働団体から提出されております。その写しがお手元の資料のNo.4の(1)・(2)でございます。(1)の意向表明は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に関するものでございます。令和2年3月12日、「京セラ労働組合同国支部」と「パナソニックデバイス SUNX 九州労働組合」より意向表明の提出があり、同日受理しております。(2)の意向表明は、「自動車(新車)小売業」に関するものでございます。令和2年3月16日、「自動車総連 鹿児島地方協議会 販売部門連絡会」より意向表明の提出があり、同日受理しております。

例年7月中下旬を目途に、改正の申出がなされますので、それを受けまして、第2回本審において、まず産業別最賃の改正の必要性に関する諮問を行い、この必要性の有無の審議を運営小委員会の中で行っていただきます。改正の必要性有りと結論が出た場合には、それを受けまして、本審で必要性答申、その後、賃金額改正諮問、そしてそれぞれの専門部会で金額審議を行うという流れになります。

産業別最低賃金につきましては、平成14年12月に出された「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」、要覧では223ページにあります。その中で関係労使のイニシアチブの發揮

により一層円滑な審議と運用がなされることが謳われております。これを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成 15 年 3 月に「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」、資料は、参考資料 2「鹿児島地方最低賃金審議会運営規程集」の中の青色のインデックス番号⑥「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」です。これを全会一致で定め、その中で、「関係労使当事者間の意思疎通」、「関係労使（オブザーバー）の参加による必要性審議」、「金額審議における全会一致の議決に向けた努力」、「適用労働者数等の通知」等について決定しております。そのうちの「適用労働者数等の通知」につきましては、赤色インデックスの資料No.5 の（1）・（2）のとおり、関係労使あて既に通知しているところでございます。

また、産別最賃につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができるとなっております。そのため、このことにつきましては、今後の本審の中で、その取り扱いをどうするか、お決めいただくこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。

産業別最低賃金の改正に関する申し出についてただ今、ご説明してもらいましたが、ただ今の説明について、何かご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

○ 石塚会長

それでは、よろしくお願い致します。

では続いて 6 番目の議題の「今後の日程調整について」に入ります。

事務局からご説明をお願いします。

○ 壺屋室長補佐

今からご説明します日程案は、中賃の目安が 7 月 27 日（月）までに答申されることを前提にしたもので、委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案でございます。資料としまして、「令和 2 年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局案」をお手元にお配りしておりますので、これに基づいて説明いたします。

本日が第 1 回本審です。第 2 回本審は、中賃から出された目安答申の伝達という内容ですので、目安答申が出された後ということになります。本年度の中賃における目安答申につきましては、現在の状況では、第 4 回目安小委員会開催後の 7 月 22 日（水）が見込まれます。ですので、事務局としましては、第 2 回本審を 7 月 28 日（火）午後 1 時 30 分から開催していただきたいと考えております。

第 2 回本審では、産業別最低賃金の改正の必要性についても諮問させていただく予定なので、改正の申し出につきましては、事務手続き等の関係から 7 月 21 日（火）までとさせていただきますと考えております。

また、運営小委員会は、審議を十分尽くしていただけるように、現在、予備日を含めて複数回の日程を調整しております。1 回目は 8 月 18 日（火）午後 1 時 30 分から、第 2 回目は 8 月 20 日（木）午前 10 時から開催していただきたいと考えております。なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様

には、8月18日（火）の午後に参加していただくことにしたいと考えております。

したがいまして、運営小委員会のオブザーバー推薦につきましては、8月7日（金）までの提出をお願いしたいと考えております。

県最低賃金専門部会の日程につきましては、事務局案としましては、第1回専門部会は8月4日（火）午後1時からで、本年は、目安伝達後に専門部会を開催していく関係上、審議スケジュールが非常にタイトとなります。そのため、参考人意見の対応につきましても、例年どおり意見が提出されたものと仮定して、昨年と同様の枠組み、複数人でも時間は10分以内で検討をお願いいたしたく、できれば専門部会の審議を開始する8月4日（火）に意見聴取することとさせていただけたらと考えているところでございます。

第2回専門部会は8月5日（水）午前10時から、第3回専門部会は8月7日（金）午前10時から、第4回専門部会は8月11日（火）午後1時30分から、予備日として、第5回専門部会は8月12日（水）午前中という日程案を、事務局の方では考えております。

第3回の本審につきましては、できる限り早い発効を考慮して、結審した専門部会と同じ日の開催を事務局案として考えており、本審のみの委員の皆様には、専門部会終了後すぐに、その日の開催の有無を、携帯電話やメール等で連絡させていただき予定でございます。

それから異議申し立てがあった場合の第4回の本審につきましても、第3回本審と同様に、できるだけ早い発効を考慮して、8月5日（水）に結審した場合には8月21日（金）午前10時から、8月7日（金）に結審した場合には8月25日（木）午前10時から、8月11日（火）に結審した場合には8月27日（木）午前10時から、場所は県民交流センターで開催していただければと考えております。

以上の日程案はいずれも中賃の目安が7月22日（水）までに答申されることを前提としたものであり、あくまでも事務局案として提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 石塚会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、今後の審議日程のご説明がありました。

7月22日に目安が決まるということでしたが、それで、7月28日（火）の午後1時から、第2回本審を開催したいという提案がございましたが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 石塚会長

続きまして、第1回運営小委員会を8月18日（火）午後1時30分から、第2回運営小委員会を8月20日（木）午前10時から開催したいこと、産別最賃の改正の申出を7月21日（火）までに提出してもらいたいこと、運営小委員会のオブザーバーの推薦は8月7日（金）までに提出してもらいたいというご提案がありましたが、これにつきましてもこの日程でよろしいでしょうか。

（異議なし）

続きまして、今度は専門部会の方ですが、第1回専門部会は8月4日（火）午後1時から、第2

回専門部会は8月5日(水)午前10時から、第3回専門部会は8月7日(金)午前10時から、第4回専門部会は8月11日(火)午後1時30分から、予備日として、第5回専門部会は8月12日(水)午前中ということで開催させていただきたいというご提案がありました。如何でしょうか。かなりタイトなスケジュールとなりますが、それでよろしいでしょうか。

○ 新内委員

第5回目が予備日の8月12日で結審した場合、本審はもう9月にならないとできないということですか。

○ 平松賃金室長

5月の半ばすぎに日程調整を遅らせていただきました。ここで、本来であれば異議申し出期間の翌日という形でさせていただくのですが、定足数をみたさない、ご欠席ということが見込まれましたので、8月中の開催は、全て、定足数の関係でできないという状況でございます。

○ 石塚会長

それは、定足数の関係ということですね。

○ 平松賃金室長

定足数と委員のバランスで、ほとんどの委員、7名ほどの委員が出席できない状況でございます。8月中は、非常に厳しいという状況でございます。

○ 石塚会長

8月中の全ての残りの日程ということですか。

○ 平松賃金室長

8月中の残りの日程です。

○ 石塚会長

なかなか難しいですね。

○ 新内委員

日程の都合と言われれば何も言えないですが、そうすると、12日は、日程設定も含めて、やり直した方がいいのではないですか。そこは、事務局と検討しますけど。12日に専門部会が終わったあと、3週間くらい空くということは、それが、審議会のあり方、1日でも早く結審するという方針からみると、極めて時間が空きすぎる気がしますので、第5回までいくつもりは、労側として全くありませんが、それも含めて、12日までいくことになった場合、日程調整をやり直して、できるだけ早くということで、ご協力をしていくつもりですので、そうなった時は、各委員の皆様にもご協力を、労側としてもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 石塚会長

わかりました。もし万が一、予備日までということになった場合、本審と時間的にできるだけそんなに空かないような形で調整ができるようにしていきたいと思います。

○ 平松賃金室長

8月12日の第3回本審までは、12日で可能なのかなと思いますが、異議審として異議の締め切り期間の翌日から後の日程を再度、みなさまに初回と同じやり方で送らせてさせていただいて日程調整をさせていただきたいと思います。ただ、15日間の異議申し出期間がありますので、運営小委員会の18日、20日というのは動かせないという形で、再度日程調整を、その部分だけ、お送りいたしますので、ご協力の方、どうぞよろしくお願い致します。

○ 石塚会長

皆さん、非常に、ご多忙な方々ばかりでございますが、そのところは、できるだけ協力していただきたくということで、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、今、お話があったような形で進めさせていただきたいと思います。

第3回本審については、効力発生日をできるだけ早くするために、専門部会で結審した同日に開催させていただきたいということでしたが、それにつきましては、よろしいでしょうか。例年、そういう形でやっておりますので、そちらの方もよろしく申し上げます。

また、今の説明と重複してしまいますが、異議申し立てがあった場合の第4回本審は、できるだけ早い発効ということを考慮して、第3回本審の翌日から起算して16日目となる日の午前10時から、つまり、第3回本審が8月5日に開催された場合は8月21日(金)に、第3回本審が8月7日に開催された場合は8月25日(火)に、第3回本審が8月11日に開催された場合は8月27日(木)に開催させていただきたいという提案がございましたけれども、これはよろしいでしょうか。

これにつきましては、先ほどお話がありました、もし予備日になった場合、再度、調整をして、できるだけ早い時期にということにしたいと思います。

○ 石塚会長

それでは、それでよろしければ、提案のとおりで進めさせていただきます。今の日程について、ほかに何かご意見等はございませんか。

(意見なし)

○ 石塚会長

最後の議題の「その他」に移りますが、何かございますか。

(意見なし)

○ 石塚会長

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○ 平松賃金室長

私の方から3点ほど、お願いをいたします。

1点目のお願い事でございます。今後の日程調整の件でございます。先ほどの、新内委員からご指摘ございましたとおりに、8月12日に予備日となった場合の第4回本審等々の日程につきましては、再度、日程調整の方を送らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、今、ご説明をさせていただきました案は、中賃の目安の方が7月22日までに答申されることを前提としたスケジュールでございます。万が一、中央最低賃金審議会の目安答申が7月27日以降にずれ込んだ場合につきましては、可能な限り、今、確保いただいている日程を極力生かす形で、うしろの方に少しずつずらす形で、調整をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞ、そちらのご協力方も、合わせて、よろしくお願いいたします。

2点目は、先ほど今年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条の規定によりまして、この鹿児島県最低賃金を審議していただく専門部会を立ち上げていくこととなります。このため、事務局で専門部会委員の推薦と改正に関する意見聴取の公示をいたします。専門部会の開催日程の都合上、専門部会の委員推薦の公示も、意見聴取の公示も、いずれも、7月21日(火)までとさせていただきたいと思っております。

時間的に余裕がなく誠に申し訳ございませんが、どうぞ、よろしくお願い致します。

3点目については、先ほど、運営小委員会を8月18日(火)午後1時半からと8月20日(木)午前10時から開催させていただくことを、ご承認いただきました。運営小委員会をご担当していただくことになった委員の皆様には、こちらの方もどうぞよろしくお願い致します。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。局長の方から、何かございませんか。

○ 小林労働局長

最後に、改めまして、先ほどから事務局が説明しておりますけれども、7月22日に本省の方で結論がでる予定で日程をおさえておりますけれども、本来23日がオリンピック開会日ということで休日になったこともあり、目安の結論を得た上での本審がその次の週の28日になったことをもって、その後の審議が凝縮されたということになります。大変ご迷惑をおかけします。具体的な審議等はこれからとは思いますが、重ねて申し上げます、労使が納得する形で、結論を出せるよう真摯かつ積極的な議論を期待したいと思います。どうぞ、よろしくお願い致します。

○ 石塚会長

どうも、ありがとうございます。ただ今、説明がありましたとおりに、専門部会の委員推薦の公示も、意見聴取の公示も7月21日(火)まで、ということで、それでよろしいでしょうか。非常に、タイトなスケジュールですが、よろしくお願い致します。

(異議なし)

○ 石塚会長

よろしいですか。

それでは、他にご意見等がなければ、最後に議事録署名者を指名します。

労側は新内委員、使側は濱上委員にお願いします。

それでは、以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日の審議会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました

議事録署名

会 長 \_\_\_\_\_

労働者代表委員 \_\_\_\_\_

使用者代表委員 \_\_\_\_\_